

JA胎内市 総合ポイント制度 会員規約

令和2年3月31日

本規約は、JA総合ポイント会員（以下、「会員」という）の利用状況に応じて、当JAがポイントを発行する仕組みをいいます。本制度への申し込みにあたっては、下記条項のほか、別途当JAが定める各関連規程等が適用されることに同意したものとします。

第1条 会員資格

- (1) 会員は原則として18歳以上の個人または、当JAが認めた法人・団体とし、本規約を承認したうえで入会申し込みし、当JAが承諾した方とします。なお、未成年の方は保護者の同意が必要となります
- (2) 会員には、「JAカード（クレジット機能付き）」または「ポイントカード（クレジット機能なし）」のいずれかを選択いただき、会員証としてカードを発行します。（以下、会員カードという）

第2条 入会方法

所定の入会申込書に必要事項（ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号等）をすべてご記入いただき、ご本人が申し込みするものとします。

第3条 入会費・年会費

入会費・年会費は無料です。なお、JAカード（クレジット機能付き）の場合は、発行者である三菱UFJニコス株式会社が定める年会費が別途必要となります。（一定のお取引があれば無料になります。）

第4条 会員特典

- (1) 当JAが指定する店舗・施設でのご利用状況に応じてポイントが積立てられます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当JAが別に定めるポイント付与基準によります。
- (2) 会員特典はご本人のみ、ご利用いただけます。
- (3) 累計ポイントは本店および最寄りのセンター、ふれあい直売所逢菜館で確認することができます。
- (4) カードの提示がない場合は、会員特典が受けられない場合がありますのでご注意ください。

第5条 ポイント付与と有効期限

- (1) ポイントは会員が利用した金額等により、当JAが定めるポイント付与基準に基づき付与されます。
- (2) ポイント付与の対象となるお取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは減額させていただきます。
- (3) ポイントは当JAが定めるポイント還元基準により利用できます。
- (4) ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日が属する当JAの事業年度から起算して3年度目の事業年度末（毎年1月末日）までとし、それ以降は消滅します。

第6条 届出事項の変更

会員の住所・氏名・電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかにお取り扱いの本店及び各センターへお申し出ください。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かずに、特典を受けられない場合があります。

第7条 解約等

- (1) 会員は自己の都合によりいつでも本契約を解約することができます。ただし、当JAに対する解約通知は当JA所定の書面によるものとします。なお、解約した場合のポイント残高は消滅します。解約によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。
- (2) 会員が下記に該当する場合は、当JAは会員に通知することなく、いつでも本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。解約によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。
 - ① 会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - ② 会員が本契約や当JAと他の取引約定に違反した場合
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当JAにおいて会員の所在が不明となった場合
 - ④ 会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
 - ⑤ 上記以外に、当JAが本契約の解約を必要とする相当な事由が生じた場合

第8条 譲渡・貸与等の禁止

本契約に基づく会員権利は、譲渡（相続を含む）または第三者への譲渡はできません。

第9条 本規約の追加・変更

会員規約並びにポイント付与基準、ポイント還元基準は、諸事情により随時変更される場合がありますのでご了承ください。なお、最新の変更内容に関する照会は、当JAホームページでご確認いただくか、末尾のお問合わせ先または最寄りのセンターにお問合わせください。

第10条 個人情報の交換利用・提供について

会員は、申込時点で以下について同意したものとします。

- (1) 当JAとJA総合ポイント運営にかかる下記の委託先が、会員の下記個人情報の保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】 委託先名称：全国農業協同組合中央会、(株)JA新潟電算センター

【利用目的】

- ① 当JAが委託先と連携して行うJA総合ポイントの運営や研究、開発
- ② 当JAが取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発
- ③ 上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当JAが行う判断、各種リスクの把握及び管理

【情報範囲】

会員の氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先・家族構成・勤務先に関する情報・利用商品やサービスの種類・入会日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報・金融機関番号・支所番号・口座番号等の管理番号のうち、当JA及び委託先各団体がそれぞれに保有する情報

- (2) 当JAは、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
- (3) 当JAは、本規約に基づくJA総合ポイントの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第11条 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

会員は、申込み時点で以下について同意したものとします。

私は次の1に規定する暴力団員等もしくは1の各号のいずれかに該当し、2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本規約に基づく一切のサービス提供が停止され、会員資格を取り消されても異議を申しません。あわせて私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴組合に対する一切の債務の期限を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴組合に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

1. 私は、私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 私は、私が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 貴組合との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組の信用を毀損し、または貴組の業務を妨害する行為
 - ④ その他前各号に準ずる行為